

令和7年12月11日

福津市議会

議長 高山 賢二 様

総務文教委員会

委員長 石田 まなみ

総務文教委員会審査報告書

令和7年第7回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条及び第143条第1項の規定により次のとおり報告いたします。

記

1. 審査経過

付託年月日 令和7年11月26日

審査年月日 令和7年12月5日

2. 出席者

委員 石田委員長、中村恵輔副委員長、岩下委員、佐伯委員、尾島委員、
中村清隆委員

執行部 谷口総務部長、吉崎総務部理事、花田経営企画部長、宮原教育部長、
藤井情報化推進課長、石津人事係長、新海人事係長、
野口情報化推進係長

紹介議員 山本議員

◎議案第53号 福津市部設置条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑)機動的人員配置とはどのようなことか。

(答弁)限られた人材で行政運営を行っている中で、一時的に負荷がかかる部署がある。そのような場合、同じ部内で連携を取って対応しているが、人員の少ない部があるため、部内で機動的に動ける人員を確保することが機動的人員配置の考え方である。

(質疑)市民共働部の廃止により、自治会加入率の低下や災害時の対応など、地域課題への取り組みに支障は生じないか。また、市民共働部は令和5年4月に設置

され、市民にも定着してきたと思われるが、廃止による懸念はないか。

(答弁)市民共働部は、自治会加入促進や災害対応の強化等を目的に、市民生活部及び経済産業部へ編成し、より効果的かつ迅速な対応を図る。うみがめ課を経済産業部へ編成することは、国の動き等も勘案し、生物多様性と経済活動の両立を目指した機動的な組織再編である。また、組織見直し後、市民等へ広報や市ホームページ等を通じて情報発信を行うとともに、案内が適切に行えるよう、しっかりと対応していきたいと考えている。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第54号 福津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑)住登外者に宛名番号を付番し、市全体で一括管理するとのことだが、これまでの管理方法はどのようなものだったのか。

(答弁)これまでは各システムで住登外者を個別に管理していたが、今後は統一した宛名番号を付番し一括管理を行う。

(質疑)介護保険など各システムで個別に管理されていた情報を一本化することについて、個人情報の漏えいに対するセキュリティ対策はどのように考えているのか。

(答弁)この宛名番号は庁内で付番するだけのものであり、個人情報の漏えいにつながるものではない。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎請願第4号 福間南小学校の教育環境整備を求める請願

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑)過大規模校の解消に向けた方針決定については、今年度中に判断すべきとの意見がある一方で、実現の困難さや、完全な解消ではなく緩和を求める声もある。こうした多様な意見を踏まえ、請願項目1にある「解消に進むか否かの方針決定を」という文言について見解を伺う。また、この文言を前提に教育委員会が判断を行った場合、「解消に進まない」という方針が示される可能性があり、結果として議会が過大規模校の解消の可能性を狭める判断を促すこ

とになりかねないと考えるが、このような不確定要素を含むリスクについて、どのように考えているか。

(答弁) 福間南小学校の保護者の多くは、新設校の建設や校区再編が難しい状況で、短期的な過大規模校の解消は困難と感じている一方、曖昧な状況が続くことに不安を感じ、方向性の明示を強く求めている。「進むか否か」という表現は、請願人との協議の中で、曖昧な表現をなくし、方針決定そのものを強く求める意図で用いたものであり、人口減少による長期的な過大規模解消の流れを前提としつつ、短期的な対応に関する方向性の明示を求めるものである。ただし、「解消に進まない」という判断がなされる可能性を完全に排除できない点について、リスクの想定が甘かったとの指摘に対しては、そのとおりかなと思っている。

(2) 主な意見

(賛成) なし

(反対) 福間南小学校の教育環境整備の必要性を求めることには強く賛同するが、請願項目 1 にある「過大規模校の解消に進むか否かの方針決定を今年度中に行うこと」という文言は、「解消に進まない」という選択肢を行政に与えるものである。過大規模校の解消に向けた取り組みは引き続き行政に求め続けていかなければならないものであり、「解消に進まない」という方針決定がなされる可能性がある本請願は採択すべきではないと考える。また、学校全体に関わる案件であるため、PTA 全体への周知や総会での議論が必要であると考え。以上の理由から、本請願には反対する。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成少数により不採択とすべきものと決定した。